

募集内容・募集条件に対する質問への回答

質問日：平成 30 年 10 月 15 日

回答日：平成 30 年 10 月 19 日

質問事項 (タイトル)	指定介護予防事業所の兼務配置について
項 目	【資料名】：募集要項・その他 () 【ページ・項目】：
内 容	指定介護予防支援業務を行う介護支援専門員を、同法人内居宅介護支援事業所と兼務させ、費用を按分させる事業計画を立てることは可能か。
回答	お尋ねの場合について、不可である。 地域包括支援センター設置運営（平成 19 年 1 月 16 日 一部改正）によると、センター以外の業務との兼務は基本的には認められず、センターの業務に専従していることが必要である。 介護予防支援の事業については、センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受けて行う業務とされている。したがって、センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員とは、三職種的人员、センターの員数、指定介護予防支援事業者の配置基準を満たすものであれば兼務して差し支えないものである。